

# 第 31 期 決 算 公 告

平成 29 年 6 月 13 日

大阪府大阪市中央区久太郎町 2 丁目 1 番 25 号  
株式会社 ジェイティービープランニングネットワーク  
代表取締役社長 徳山 正博

## 貸 借 対 照 表

平成 29 年 3 月 31 日現在

(単位：円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流動資産	2,169,161,256	流動負債	689,182,579
現金及び預金	59,318,019	営業未払金	488,415,136
営業未収金	588,430,299	未払金	61,116,062
棚卸資産	5,028,776	未払費用	111,213,465
前払金	10,868,660	未払法人税等	5,564,700
前払費用	9,374,730	未払消費税等	12,793,200
繰延税金資産	44,217,141	営業前受金	5,802,948
短期貸付金	1,449,369,432	預り金	4,277,068
その他	2,554,199		
固定資産	237,014,956	固定負債	55,471,220
有形固定資産	35,535,151	退職給付引当金	51,911,220
建物附属設備	23,789,617	役員退職慰労引当金	3,560,000
器具備品	11,745,534		
		負 債 合 計	744,653,799
		純 資 産 の 部	
無形固定資産	29,697,265	株主資本	1,661,522,413
ソフトウェア	29,459,017	資本金	50,000,000
その他	238,248	資本剰余金	25,000,000
		資本準備金	25,000,000
投資その他の資産	171,782,540		
長期貸付金	100,000,000	利益剰余金	1,586,522,413
差入保証金	51,212,859	利益準備金	7,120,000
長期前払費用	777,901	その他利益剰余金	1,579,402,413
繰延税金資産	19,791,780	別途積立金	1,206,300,000
		繰越利益剰余金	373,102,413
		(うち当期純利益)	(104,567,124)
		純 資 産 合 計	1,661,522,413
資 産 合 計	2,406,176,212	負 債 ・ 純 資 産 合 計	2,406,176,212

# 個 別 注 記 表

## 【重要な会計方針に係る事項に関する注記】

### 1. 資産の評価基準及び評価方法

#### (1) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

先入先出法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を適用しております。

### 2. 固定資産の減価償却の方法

#### (1) 有形固定資産・・・・・・・・定率法を適用しております。

ただし、平成 10 年 4 月 1 日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成 28 年 4 月 1 日以降に取得した建物附属設備及び構築物は、定額法を適用しております。

#### (2) 無形固定資産・・・・・・・・定額法を適用しております。

なお、ソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間（5 年）に基づく定額法を適用しております。

### 3. 引当金の計上基準

(1) 退職給付引当金・・・・・・・・従業員への退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務（自己都合退職金要支給額）を計上しております。

(2) 役員退職慰労引当金・・・・・・・・役員への退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

### 4. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) 消費税等の会計処理・・・・・・・・税抜方式によっております。

(2) 連結納税制度・・・・・・・・連結納税制度を適用しております。

## 【会計方針の変更に関する注記】

（平成 28 年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱いの適用）

法人税法の改正に伴い、「平成 28 年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第 32 号 平成 28 年 6 月 17 日）を当事業年度に適用し、平成 28 年 4 月 1 日以後に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法へ変更しております。

なお、これによる当事業年度の営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益に与える影響は軽微であります。

## 【追加情報】

（繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針の適用）

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第 26 号 平成 28 年 3 月 28 日）を当事業年度の期首から適用しております。